

20109月議会 折本議員の一般質問

件名2、補助金のありかたについてです。

福祉関連補助金に関する特別委員会、このご答弁がございました。副市長、そのままです。ご見解をとということで聞いたんですが、それに関しては何もございませんでした。

では、福祉関連補助金に関する特別委員会を設置する要因となった福祉関連団体の年間事業収入と市から出ている補助金、委託料をお教えてください。

○議長（岡本善徳君） 健康福祉部長、小鍛治周二君。

◎健康福祉部長（小鍛治周二君） 法人への補助の事業の件数、また金額ということだと思いますが、障がい者等の一時ケア指定管理業務委託につきましては、21年度の決算で申し上げますが、3,690万7,756円。また、相談支援事業の業務委託ということで4,130万円、夜間安心訪問ヘルプサービス事業業務委託ということで3,377万4,300円、特定地域活動支援センター経営事業費補助金ということで4,046万円、合計いたしますと1億5,244万2,056円となっております。

以上です。

○議長（岡本善徳君） 折本ひとみ君。

◆（折本ひとみ君） こちらの団体の年間事業収入もお伺いしていますが。

○議長（岡本善徳君） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（小鍛治周二君） 失礼いたしました。今、手元に決算資料がございせんけれども、私の記憶では3億円の事業実績だったかと記憶しております。

以上です。

○議長（岡本善徳君） 折本ひとみ君。

◆（折本ひとみ君） ヒアリングでお願いしておりますので、手元に置いておいてほしいです。

確かに3億円超えです。3億円超えといっても3億700万円です。今お伺いしましたら、この団体の全体の年間事業収入が3億700万円、市からの委託料、そして補助金、合わせると1億5,244万円、21年度で約半分なんですけれども、その前年、20年度は全体の事業収入2億7,600万円に対しても、ほぼ同額の1億5,000万円ぐらいの委託料と補助金が出ておりました。これははるかに半分を超える金額なんですけれども、市への依存度が非常に高いということがこの数字でわかります。利用者の数からいっても、市の補助金、委託料がなくなれば、たちまち経営が成り立たなくなる団体ではないかと私は思うわけです。そういうことがこの数字でよくわかると思います。

さて、この議会に出された議会の請求に基づく監査の報告で、これは先般出されたところですが、「市が多額の補助金を交付しており、補助金が市税等貴重な財源によって賄われていることを踏まえると、より効率的な事業運営が求められる」とあります。また、本来、1日平均20名以上の利用者としていた地域活動支援センターI型の国基準に満たない利用者数、15人程度、これは昨年度の報告で15人程度ですが、その前に関してはさらに少ないですね。I型ということで国の補助金も出ておりません。より一層の努力が求められる

というご指摘もありました。

地域活動支援センターが市町村の必須事業であることは私も理解しておりますが、件名1でも聞いておりますとおり、ファシリティマネジメントという観点からいっても、市民の共有財産であるあの駅前の一等地でその事業を行わせるという判断は、私から考えると偏ったものではないかと思えるわけです。なぜ15人程度の利用者しか集められないのか、予算を効率的に使用して公平に、より多くの障がい者の方々の豊かな暮らしを実現する福祉を私はほかで行われるものと思っております。そうしていかなくてはいけないと思っております。

要旨2、補助金の見直しに関する提言書についてに移ります。

真摯に受けとめて改善しているというようなことを言っていたらと思うんです、長々とお説明いただきましたので。ただ、毎年こういったご指摘があるということは、改善されていないということに匹敵すると私は思います。要旨1で聞いている福祉関連団体には多額の内部留保があるんです。これは繰越金としてあるんですけれども、3年にわたって毎年同じ金額、上限いっぱい4,046万円、これは特別委員会の一つの趣旨となっておりますが、こちらの上限いっぱいの補助金交付が行われていること。特に初年度は、事実上の半年間の運営にもかかわらず年額上限額が交付されております。

特定地域活動支援センター経営事業補助金が3年間、毎年同額の4,046万円である理由、根拠を教えてください。

○議長（岡本善徳君） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（小鍛冶周二君） 特定地域活動支援センター経営事業費補助金が3年間、毎年同額であるということですが、特定地域活動支援センターの経営事業費補助金につきましては、障害者自立支援法に基づく市の必須事業であるというところは議員もご承知のとおりだと思いますが、このI型の事業経費に対する補助として、補助金の交付要綱に基づきまして、事業計画書及び予算書等の内容を精査いたしまして、年度ごとに補助金額を決定して交付しておりますので、適正な額であると考えてございます。

○議長（岡本善徳君） 折本ひとみ君。

◆（折本ひとみ君） 精査して適当な額だと思っていられるということで、その根拠というものがよくわからないんですけれども、補助金の見直しに関する提言書には、繰越金についても、補助交付額に対し多額の繰越金が発生している場合、補助金縮減についての検討が必要というふうにあります。多額の内部留保がある団体に毎年同額の補助金を出す必要があるのかを伺いたいと思います。

これは決算書で、活動収支差額、こちらの繰り越しのほうが21年度で1億円超えているんです。1億466万2,000円。前年度決算、つまり20年度です。こちらは7,587万4,000円、約3,000万円が1年間で繰越金として増えているんです。その前の年度が3,025万8,000円くらいです。ですから、前の年度と比べて繰越金が1年間で4,500万円ほど増えているんです。3,000万円の前のほうはほとんどないんです。つまり、毎年、この3年間で3,000万円だ、4,000万円だと繰り越しが増えて1億円を超えました。活動全体収入、年間事業収入が3億円ほどです。その団体で内部留保が1億円超えております。しかも、年々、3,000万

円、4,000 万円を繰越金として増やしております。そうした団体になぜ同額の補助金を出す必要があるのか、4,046 万円。お伺いたします。

○議長（岡本善徳君） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（小鍛治周二君） 多額の内部留保がある団体にということでございます。法人の事業全体に係る決算の繰越金につきましては、法人ともいろいろ事情聴取をさせていただきましてお話を聞いているんですが、現在のところでは、職員の退職金や修繕積立金、このあたりが積み立ててございませんので、そういったところに積み立てをして充てていくものだと、こういったことで聞いております。

また一方、特定地域活動支援センター経営事業費補助金につきましては、先ほど来から、市の必須事業であるということで、I型の事業者独自の創意工夫によりまして、地域の実情に応じたより柔軟な事業を実施するために、その経営に係る経費に対しまして補助しているものでございますので、障がいのある人の日中活動の場、就労の場などを安定、継続して提供していくことができるよう、市の必須事業であることから毎年実施しているものでございます。

以上です。

○議長（岡本善徳君） 折本ひとみ君。

◆（折本ひとみ君） 市の必須事業、何回も言うていただきましたが、私もよく存じております。私は、毎年同額 4,046 万円というのがなぜ必要なのかということを知っているんです。検討委員会のほうでも提言としてございますが、金額についても見直す必要があるのではないかと、こういった提言もございまして。それから、先ほども言いましたように、市の一等地で年額 1,200 万円を超えるような賃料、貸すとしたらそのぐらいの賃料が入るようなところを無償提供して、そこに補助金を充てる、これが本当に正当な額なのかどうなのか、そこをきちんと精査する必要があると思います。

普通、会社として、事業費収入のうちの3分の1ぐらいですか、そちらのものが内部留保、繰越金としてあるというのはどういうことなんですか。普通に考えるとどうなんでしょうか。この辺を指摘させていただきます。

先ほど部長のほうから、この補助金 4,046 万円の金額については、事業内容を毎年精査して出しているというご答弁があったんですけども、私は、市のほうが請求した監査の結果報告の中を読ませていただきましたら、21年度に関して、こちらの団体は4月28日に交付申請書を提出しました。たった中1日の30日に交付決定書が出されているんです。物すごいスピードじゃないですか。本当に市の職員の仕事のスピードは早いなと私は思いました。28日に出して30日に決定しているんです。もう交付決定書が出されているんです。中1日で事業内容とかをきちんと精査しているんでしょうか。私はこういう決定が出されたものを今まで見たことがないです。いつも私はこちらの場合でも、あれをお願いいたします、これはどうなっているんですか、遅いですねというような話をさんざさせていただいて、仕事には何でも納期があるというふうなことをいつも言わせていただいております。ただ、この仕事に関しては非常に早い。28日に出して、たった中1日の30日に交付決定。

以上、私は補助金に関しては事実を述べてきました。これが恣意的な使われ方なのかそ

うでないのかというのは、市民のご判断にゆだねたいと思います。

件名3の市長の政治姿勢についてです。

痴漢で停職2カ月、万引きで停職6カ月。そう言えば、先ほどご答弁にありました入札価格の漏えいの件で逮捕、起訴された方は、職場に復帰されて、しかも教頭になっておられる。これは前議会で広瀬議員もご指摘されましたが、処分が随分甘いように思いますが、基準になっているのは浦安市の基準ではないですね。市は独自のものを持っていないと思います。人事院の懲戒処分の指針で間違いありませんか。

○議長（岡本善徳君） 総務部長。

◎総務部長（工藤陽久君） 処分の基準でございますけれども、人事院が出しております懲戒処分の指針を準用しているということでございます。

○議長（岡本善徳君） 折本ひとみ君。

◆（折本ひとみ君） 今年2月、厚木市では、職員の懲戒処分に関する公表基準を改め、免職・停職処分となった職員の氏名公表に踏み込みました。痴漢、窃盗もそこには含まれております。こうした公表のあり方は一種の抑止力になると考えます。浦安市ではこうしたことを改正するつもりはございませんか。

○議長（岡本善徳君） 総務部長。

◎総務部長（工藤陽久君） 厚木市の例を用いてのご質問ですけれども、懲戒処分を行った場合につきましては、浦安市職員の懲戒処分等の公表に関する基準がございます。その基準に基づきまして処分内容の公表をしております。職員の氏名の公表につきましては、刑事事件であって、殺人や収賄、飲酒による交通事故など社会的関心のある重大事件に係る処分に限定して、公表する場合があるとしておりますことから、一律の公表ではなく、非違行為の内容や状況などを考慮して判断していきたいというふうに考えております。

○議長（岡本善徳君） 折本ひとみ君。

◆（折本ひとみ君） 判断していきたいということは、これから変わる可能性もあるということでしょうか。

○議長（岡本善徳君） 総務部長。

◎総務部長（工藤陽久君） ただいま申し上げましたように、浦安市職員の懲戒処分等に関する公表に基づいて公表していくということでございます。

○議長（岡本善徳君） 折本ひとみ君。

◆（折本ひとみ君） 私は、厚木市のように免職・停職処分になった職員の氏名公表、こういったふうに改正するつもりはないかどうかとお伺いしたので、今のご答弁で、ないということなんだなと思いました。

また、処分基準ですが、痴漢行為に免職が適用されるように基準を定めている自治体があります。横浜市、京都市、さいたま市、大阪市などは、痴漢でも免職になる場合があります。市では処分基準をより厳選するつもりはないでしょうか。

○議長（岡本善徳君） 総務部長。

◎総務部長（工藤陽久君） 先ほど申し上げましたように、人事院で出しております懲戒処分の指針についてを準用しておりますので、その指針に基づいてやっていくということ

になります。

ただ、人事院の指針の中にもございますけれども、処分の量定の決定に当たっては、非違行為を行った職員の職責、過去の非違行為の有無、また非違行為の動機及び結果の状況や、他の職員及び社会に与える影響などを総合的に考慮して判断するとしておりますので、このような形で運用していくということでございます。

○議長（岡本善徳君） 折本ひとみ君。

◆（折本ひとみ君） あくまでも人事院の懲戒処分の指針に基づくということで、私は、そこからさらに、ほかの市の例を出しましたように、市独自で処分基準をつくるような気持ちはないかという意味で聞いたんですが、ないというご答弁だと思います。

私は、公務員は公民の規範となるべきと考えておりますので、そういった意味において、民間以上の厳正な処分が行われてしかるべきだと思います。

それでは、要旨2の多選についてです。

私、最後の一般質問ですので、市長の声を聞かないのはどうも寂しいので、退職金についての市長のご見解をお伺いしたいと思います。3期の退職金、先ほど数字を挙げていただきました。ざっと計算して7,000万円、こちらの退職金についてのお考えを市長にお聞きしたいと思います。

○議長（岡本善徳君） 市長、松崎秀樹君。

◎市長（松崎秀樹君） 先ほど冒頭、民間企業では考えられない退職金というようなお話がございましたけれども、本当に折本議員は民間企業のあり方をご存じなのか。私もかなり大手企業、中堅あるいは零細・中小、さまざまな企業者を知っておりますけれども、少なくとも首長の給与、退職金は高いものとは思っておりません。適正な事業、職務に応じた適正な額だと私は思っておりますし、そういった意味で、さまざまな退職金の払い方があると思いますけれども、役員も任期ごとに民間企業では報酬が本来支払われるはず、それを最終的にまとめていただくということで、決して首長の額が高いとは思っておりません。

○議長（岡本善徳君） 折本ひとみ君。

◆（折本ひとみ君） 考え方の違いだと思います。4年間で2,600万円、こういった退職金というのは恐らく、どこやらでの天下りのどうのこうのという、ああいう新聞記事にあったような金額だと思いますが、私は、一般的に民間企業ではそういうことはあり得ないと思います。

それから、退職金のことで、先ほど健康福祉部長からお答えがあった中で、内部留保に関して職員の退職金に充てるとかというお話があったんですが、それで今、退職金のことを思い出したんですが、職員の退職金というのは恐らく積み立ててあると思います。積み立てをしておくべきだと思います。団体とか会社とかは、必ず退職金共済とかというものに積み立てをしているはずですから、これが職員の退職金にいくとは到底考えられません。ですから、恐らくこれは団体の長をやっている方々の退職金に当たるのかなと思うんですが、そのところを指摘させていただいておきます。退職金に充てるつもりだなんていうようなことがあったとしたら、市のほうからはちゃんとしたご指導をされるべきでは

ないでしょうか。きちんと積み立てをしておくんだよと、退職金というのは繰越金で賄うものではないと思いますので、お願いいたします。

それでは、多選についてです。

2003年、杉並区は多選を制限する全国初の条例、杉並区長の在任期間に関する条例を制定しました。2007年10月には神奈川県で、恒久的に連続3期12年までとする神奈川県知事の在任の期数に関する条例が県議会において可決成立いたしました。事実上の知事の高選を禁止したものです。松沢知事が論文の中で多選の弊害について述べられておりますので、紹介したいと思います。

「1、強大な権力を同一人物が長期間にわたって独占することで、政治の独裁化を招き、民主主義の本質に反する恐れがある。2、知事の個人的なつながりが県庁内外に扶植され、人事が偏向し行政が側近政治化し、私物化される危険がある。3、県政がマンネリズムに陥り、職員の士気も沈滞して清新な県政が期待し難くなる。4、知事と議会の間になれ合いが生じ、県政についての正常なチェック・アンド・バランスが保たれなくなる恐れがある。5、県の個性が強くなり、国の施策の徹底が困難になりがちになる。」5はいいですけれども、4番までのところ、県を市にかえれば、まさに浦安市の現状だと思えます。

さて、この反論として、先般の議会で広瀬議員のほうから市長のお考えをお聞きになったときに、市長がおっしゃったようなことと同じことが反論として考えられるんですが、選挙で市民が判断するのであるから、民主主義を認める限り差し支えないのではないかと、こういう考えがあります。

これに対して知事は、「知事の在任中に事実上の選挙運動が行われる結果、選挙が公正に行われにくく、選挙そのものの基礎が信頼し難い。したがって、新人の交替による人材の発掘が困難になりがちである。また、これらの弊害に鑑み、アメリカ合衆国では大統領と多くの州知事が、多選を無条件または連続的に行うことも禁止していることも、民主主義の経験を経た上に出された最良の方法であることを実証しているというものである。」というふうに論文で書かれております。

私は、私の最後の一般質問の最後に当たりまして多選の弊害のことを指摘させていただきました。長い間、ありがとうございました。

○議長（岡本善徳君） 暫時休憩します。

△休憩（午前11時01分）

△開議（午前11時11分）

○議長（岡本善徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
